

三田市有料公園 有料施設利用料金表

公園名	施設の使用区分				使用料			摘要		
					単位	昼間	夜間			
城山公園	野球場	野球場			1時間	4,140円	4,140円			
		夜間照明			1時間		3,400円			
		会議室			1時間	550円	550円			
	陸上競技場	全面			1時間	2,200円				
		半面			1時間	1,100円				
	テニスコート	1面			1時間	1,050円	1,050円			
		夜間照明1面			1時間		300円			
	体育館	競技場	専用使用	全面	空調設備停止時	1時間	4,960円	4,960円		
					空調設備稼働時	1時間	6,460円	6,460円		
			半面		空調設備停止時	1時間	2,480円	2,480円		
					空調設備稼働時	1時間	3,230円	3,230円		
			1/3面		空調設備停止時	1時間	1,660円	1,660円		
					空調設備稼働時	1時間	2,160円	2,160円		
		個人使用				1時間1人	410円	410円	児童生徒1/2	
			個人使用の使用料に加算 (空調施設稼働時)			1時間1人	250円	250円	児童生徒1/2	
		トレーニング室		全面		1時間	1,100円	1,100円		
				個人使用		1時間1人	410円	410円	児童生徒1/2	
	会議室				1時間	550円	550円			
	附属設備					市長が別に定める額				
三田谷公園	テニスコート1面				1時間	1,050円				
	多目的広場				1時間	1,100円				
	附属設備				市長が別に定める額					
中央公園	テニスコート1面				1時間	1,050円				
	多目的広場				1時間	1,100円				
	附属設備				市長が別に定める額					
学園東公園	多目的広場				1時間	1,100円				
駒ヶ谷運動公園	野球場				1時間	2,760円				
	テニスコート1面				1時間	1,050円				
	多目的広場 (人工芝)	グラウンド			1時間	4,140円	4,140円			
		夜間照明			1時間		500円			
	体育館	競技場	メインアリーナ	全面	空調設備停止時	1時間	7,450円	7,450円		
					空調設備稼働時	1時間	10,750円	10,750円		
				1/3面		空調設備停止時	1時間	2,490円	2,490円	
						空調設備稼働時	1時間	3,590円	3,590円	
			サブアリーナ	全面	空調設備停止時	1時間	2,480円	2,480円		
					空調設備稼働時	1時間	3,380円	3,380円		
				1/3面		空調設備停止時	1時間	830円	830円	
						空調設備稼働時	1時間	1,130円	1,130円	
		個人使用				1時間1人	410円	410円	児童生徒1/2	
			メインアリーナ	個人使用の使用料に加算 (空調施設稼働時)			1時間1人	550円	550円	児童生徒1/2
				サブアリーナ	個人使用の使用料に加算 (空調施設稼働時)			1時間1人	150円	150円
			フィットネス スタジオ		全面		1時間	1,650円	1,650円	
		個人使用				1時間1人	410円	410円	児童生徒1/2	
		マシンジム				1人1回	750円		中学生以下の 利用は認めない。	
					回数券1冊 (11枚綴り)	7,500円				
		会議室A				1時間	550円	550円		
	会議室B				1時間	550円	550円			
	講座室				1時間	1,930円	1,930円			
	附属設備					市長が別に定める額				
	テクノ公園	多目的広場				1時間	1,100円			
小野公園	多目的広場				1時間	1,100円				
下青野公園	センターコート				1時間	1,800円				
	テニスコート1面				1時間	1,050円				

- 1 夜間使用料は、城山公園の体育館、野球場及びテニスコート並びに駒ヶ谷運動公園の多目的広場及び体育館のみとし、午後5時(ただし、城山公園の野球場(会議室を除く。))及びテニスコート並びに駒ヶ谷運動公園の多目的広場にあつては、5月から8月までの間は午後7時)以降の使用に適用する。
- 2 使用者が本市以外(伊丹市、宝塚市、川西市及び猪名川町を除く。)の区域内に住所を有する者又は団体の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 3 使用者が営利を目的として使用する場合は、使用料(前項の規定の適用を受けるときは、同項の規定により算出した額)の2倍の額とする。
- 4 使用の時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。
- 5 児童生徒とは、小学生又は中学生とする。
- 6 使用料の算定において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、第18条の規定による減額後の使用料の額又は別表第4の摘要欄の規定の適用を受けた場合の使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。
- 7 この表において「空調設備停止時」とは1月から5月まで及び10月から12月までの期間(使用者の申請に基づき市長が空調設備の使用を許可した場合を除く。)を、「空調設備稼働時」とは6月から9月までの期間をいう。
- 8 空調設備からの風が競技に影響するとの申出が使用者からあった場合は、空調設備を稼働させないことができる。この場合において、空調設備停止時の使用料を徴収するものとする。(ただし、全面使用し、かつ、他の利用者に影響を及ぼさないと市長が認める場合に限る。)